

インターネット端末利用業者のみなさんへ

～重要なお知らせ～

副本の廃止

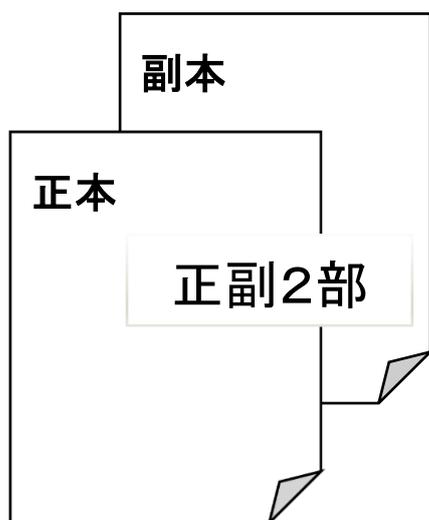
警察署に提出する書類は1部となりました。

令和4年4月1日インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則が改正となり、届出書類の**副本が廃止**されました。

今後、警察署に届出書類を提出する際は、**正本1部**を作成し、提出してください。

窓口届け出た場合は、「申請・届出受領書」を交付します。

【改正前】



【改正後】



警視庁ホームページには、インターネット端末利用営業の届出書類の書式や記載例が掲載されています。ご活用ください。

「警視庁ホームページ（TOP）」⇒「手続き」⇒「その他の申請」⇒「インターネット端末利用営業の届出に必要な書類等」⇒「各種届出書類」